

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（抄）

金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点

- 1 一般的な事務処理等
- 1 - 1 一般的な監督事務

（6）無登録業者等及び類似商号使用者の実態把握等

投資者からの苦情、捜査当局からの照会、金融商品取引業者・金融商品取引業協会等からの情報提供又は新聞広告等から、無登録・無届けで金融商品取引業等を行っている者及び金融商品取引業者と誤認されるおそれのある商号又は名称を使用している者を把握した場合は、警察や地域の消費者センター等への照会、直接の電話確認等の方法により、積極的にその実態把握に努めるものとする。

特に、投資者から苦情等があった場合や捜査当局から照会があった場合は、その対応のみに留まることのないよう十分留意するものとする。

（7）無登録業者等に係る対応について

無登録業者等に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

なお、無届けで適格機関投資家等特例業務等を行なっている者についても、これに準じた対応をすることとする。

苦情等の受付

投資者等から無登録で金融商品取引業を行っている者に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（業者名、所在地、代表者名、電話番号、営業の実態、申出人氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。
イ．他の財務局に本拠地のある無登録業者の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。

ロ．連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。

ハ．情報提供者から業者及び他の機関に連絡しないように求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないように留意する。

ニ．無登録が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう懇請する。

ホ．「管理台帳（別紙様式 - 6）」を作成し、投資者からの苦情・照会の内容及び当該業者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。

無登録で金融商品取引業を行っているおそれが認められた場合

直接受理した情報や金融庁・他局から提供された情報等により、業者名及び連絡先が判明しており、かつ、営業実態もある程度判明している業者については、直接、当該業者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、当該業者が無登録で金融商品取引業を行っているおそれがあると認められた場合(不在等で連絡が取れない場合も含む。)には、別紙様式 - 5 による文書の発出を行い、次により対応する。

イ．無登録に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある業者でない場合には、直ちに金融商品取引業の登録を求める。

ロ．無登録に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、捜査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう別紙様式 - 4 により文書による警告を行う。

なお、別紙様式 - 5 による文書の発出を行うまでもなく、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明している場合にあっては、直ちに別紙様式 - 4 により文書による警告を行うこととする。

警告を発したにもかかわらず是正しない場合

別紙様式 - 4 による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ捜査当局に対し告発を行うものとする。

金融庁への報告

「警告」、「告発」の措置をとった場合は、「管理台帳」及び「警告文書」等の写しを速やかに金融庁長官へ送付する。

(注)無登録業者等に係る対応については、捜査当局による捜査に支障が出る場合を除くこととする。なお、捜査当局より当該業者に係る登録の有無の照会等を受けたことをもって、直ちに、捜査当局による捜査に支障が出る場合と判断するものではないことに留意するものとする。

無登録で金融商品取引業を行っている者に対する警告書(案)

商事株式会社
代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第29条の規定により、金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融商品取引業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

無登録で金融商品取引業を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

株式会社

代表取締役社長 殿

財務(支)局長 印

金融商品取引法第29条の規定により、金融商品取引業は内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は金融商品取引業に該当しているおそれがあると認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。